

移動式製造施設の技術基準(規則第4条の2第1項)の見直しの方向性(案)

| 号 | 現行規則 | 見直しの考え方(案) |
|---|--|--|
| 3 | <p>(現行規則) 第一号(移動区域)の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。</p> <p>(規制の趣旨) 移動区域が森林内に設けられている場合、森林火災による移動区域への延焼を防ぐために、<u>境界さくの外側2m幅以上の空地の設置を義務付けている。</u></p> | <p>(見直しの考え方) <u>2m幅以上の空地の設置と同程度以上の延焼防止効果が考えられる措置が存在するのであれば、そうした措置による対策も認めるべきではないか。</u></p> <p>(見直し後の規則イメージ) 第一号の境界柵が森林内に設けられた場合には、防火のための措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行規定である2メートル以上の空地(現行措置)を設けることを定めることとする。他にも自動散水装置などの措置についても検討する。</p> <p>(見直しの効果) 空地以外の延焼防止措置が利用可能となる。</p> |
| 4 | <p>(現行規則) 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合、製造の作業性と安全性を向上させるために、移動式製造設備用工室の設置を義務付けている。</u></p> | <p>(見直しの考え方) 定置式製造設備に係る技術上の基準(規則第4条第1項)の改正(性能規定化)に伴い、関連条項を引用する形で統合するべきではないか。</p> <p>(見直し後の規則イメージ) 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合、移動式製造設備用工室には、前条第1項第4号の2、第7号の3、第8号、第10号、第11号、第12号、第14号、第15号、第16号、第18号から第21号及び第22号の2の規定を適用する。</p> <p>(見直しの効果) 規則のスリム化が図られる。</p> |

| 号 | 現行規則 | 見直しの考え方(案) |
|----|---|---|
| 18 | <p>(現行規則) 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>移動区域内で使用する動力をディーゼル車及び爆発又は発火を起こす恐れがないものに限定。</u></p> | <p>(見直しの考え方) 現行基準では、移動式製造設備の移動は告示で定められた仕様のディーゼル車のみが使用を認められているところ。今後は、告示で定められた仕様のディーゼル車以外でも必要とされる安全性が確保される方式であれば認められるような規則に変更してはどうか。</p> <p>(見直し後の規則イメージ) 移動式製造設備の移動の基準について、以下の措置を求める事とする。 ①電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれていること。 ②排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造する火薬類に対して適当な防熱措置が講じられていること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行告示で要求しているディーゼル車を規定するとともに、爆発又は発火を起こすおそれのないものの考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) 告示で定められた仕様以外でも移動式製造設備の移動が可能となる。</p> |
| 19 | <p>(現行規則) 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しやく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>火薬類の発火・爆発を防止するため、移動式製造設備に据え付ける機械、器具及び容器に対して一律に、以下の全ての要件を求めている。</u> ・鉄と鉄との摩擦のないものを使用 ・摩擦部には十分に滑剤を塗布 ・動揺、脱落、腐食又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着若しくは侵入を防ぐ構造</p> | <p>(見直しの考え方) 移動式製造設備に据え付ける機械等による火薬類の発火・爆発を防止するためには、機械等によって火薬類に対して摩擦、振動及び衝撃を与えてはならず、かつ火薬類の機械等への浸透若しくは侵入を回避すべき。 <u>求めるべき対策は、これらの危険性に応じたものとすべきであり、従来のように危険性に関わらず一律に同様の対策を求めるべきではない。</u></p> <p>(見直し後の規則イメージ) 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、摩擦、振動、衝撃又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の浸透若しくは侵入により爆発又は発火するおそれがある場合には、爆発又は発火を防止できる構造とすること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 火薬類の発火・爆発を防止する構造の考え方を定めることとする。 現行規則の鉄と鉄の摩擦のないものを使用し、動揺、脱落、腐食又は火薬類の粉末の付着若しくは進入を防ぐ構造とすることを例示基準とする。</p> <p>(見直しの効果) 火薬類の発火・爆発のおそれがない場合に当該措置を満足する必要がなくなり機械等の材質等の選択肢が増加する。</p> |

| 号 | 現行規則 | 見直しの考え方(案) |
|----|---|---|
| 21 | <p>(現行規則) 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</p> <p>(規制の趣旨) 移動式製造設備工室内や移動式製造設備(以下「移動式製造設備工室等」という。)を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、室内における可燃性ガス等の発生可能性に関わらず一律に、漏電、可燃性ガス及び粉じん等に対して照明する設備が安全であることを求めている。</p> | <p>(見直しの考え方) 移動式製造設備を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、粉じん等の発生可能性に応じて、照明する設備の安全性を求めるべきである。 移動式製造設備を照明する設備を完全に隔離して設置する場合は、特段記載を必要としないため、削除してはどうか。</p> <p>(見直し後の規則イメージ) 移動式製造設備を照明する設備については、当該設備から発生する粉じん等に応じて安全な措置を講じることが求められる事とする。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 利用できる仕様として、防爆型を規定する。 照明する設備を完全に隔離する等、防塵、金属管工事等、防爆型以外の方策でも可能となるように例示基準を策定する。</p> <p>(見直しの効果) 火薬類の発火・爆発のおそれがない場合には防爆型の照明器具を設ける必要がなくなる。</p> |
| 23 | <p>(現行規則) 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。</p> <p>(規制の趣旨) 原料の種類及び火薬類の停滞量等の必要な事項を作業者等に周知するため、掲示板を設けることを求めている。</p> | <p>(見直しの考え方) 掲示板に掲示する以外にも、壁に紙を貼るなどの方法でも目的が達成可能であり、性能規定化すべきではないか。</p> <p>(見直し後の規則イメージ) 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記したものを掲示すること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 掲示板に限定せず必要事項が判別できるものであれば構わない。 例: 壁に紙を貼って掲示する。壁に直接記載する。液晶表示板を使うなど。</p> <p>(見直しの効果) 掲示板以外でも、壁に必要な事項を記したプレートを取り付けるなど、掲示の選択肢が増加する。</p> |